

一般社団法人
獨協大学同窓会
社員総会

日 時 令和3年11月29日(月)
午後7時～午後8時30分(予定)
会 場 アットビジネスセンター東京駅八重洲通り 6階
(運営会場)
形態：オンライン会議

次 第

1. 開会

2. 社員総会成立確認

3. 決 議

- (1) 令和3年9月期事業報告承認の件
- (2) 令和3年9月期決算書類承認の件
・ 監査報告
- (3) 役員選出規程について
- (4) 役員諸規程の改訂について

5. 報 告

- (1) 令和4年9月期 事業計画について
- (2) 令和4年9月期 一般会計予算について
- (3) 令和4年9月期 奨学金特別会計予算について
- (4) 令和4年9月期 縦柳会特別会計予算について
- (5) 令和3年9月期 株式会社デュオ決算案について
- (6) 業務分掌規程について
- (7) 奨学金規程について
- (8) 規約廃止の件

6. 閉会

1. 開会

2. 社員総会成立確認

3. 決議事項

(1)令和3年9月期事業報告承認について

(自令和2年10月1日至令和3年9月30日)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、外出等が規制されたために、支部総会、支部代表者会議、ホームカミングデーなどの同窓会活動はほとんどできなかった。一方で理事会や各委員会等はオンラインで開催され、新しい活動の形を示した。大学も卒業式、入学式は開催されたが、出席者は大幅に制限され、授業もオンラインで行われるなど、厳しい状況が続いた。

特記事項

① 獨協大学同窓会新型コロナ対策特別粋奨学金20万円を30名の学生に給付

② 令和2年2月1日学生の就職支援対策オンラインOB・OG訪問プロジェクト“獨協就活 Meetup”をスタート

【定期的な活動】

令和2年10月	17日	理事会
	20日	同窓会報131号発行
11月	7日	理事会
	21日	獨協大学同窓会第10回定時社員総会
	27日	理事会
12月	1日	理事会
	12日	秋田県支部総会 (於：秋田市「リシュプール・ワインガーデン」)
	13日	第55回天野杯全日本大学生英語弁論大会に協賛
	26日	獨協大学同窓会臨時社員総会
令和3年1月	12日	理事会
	22日	獨協大学同窓会新型コロナ対策特別粋奨学金を30名の学生に給付
2月	29日	理事会
	9日	理事会
	13日	就活サポータキックオフガイダンス 同窓会懇談会
3月	9日	理事会
4月	13日	理事会

5月	11日	理事会
	15日	同窓会報132号発行
6月	8日	理事会
	19日	同窓会懇談会
	28日	奨学生認定式
	30日	獨協ドクターに訊く！ 身近な感染症対策/Q&Aセッション第1回
7月	13日	理事会
	14日	獨協ドクターに訊く！ 身近な感染症対策/Q&Aセッション第2回
8月	10日	理事会
9月	8日	理事会
	14日	理事会

収支計算書

令和2年10月1日～令和3年9月30日

(単位：円)

【収入の部】

会費収入	71,870,000
金融収入	129,679
その他収入	214,503
50周年事業寄付金戻入	3,451,542
収入の部合計	75,665,724

【支出の部】

業務委託費	17,820,000
会報編集費	10,613,938
IT関係費	1,043,460
支部関係活動費	51,254
事務局関係費	3,982,968
名簿管理費	1,169,323
大学学園関係費	124,359
学術支援金	20,000
アルバム経費	7,342,984
企画費	3,572,542
役員関係費	3,349,838
縦柳会運営委員会	344,452
新型コロナ対策奨学金	6,000,000
会員変動準備金繰入	5,000,000
アルバム機材購入積立金繰入	2,000,000
大学施設拡充積立金繰入	5,000,000
奨学金準備金繰入	2,000,000
同窓会活動活性化積立金繰入	6,000,000
支出の部合計	75,435,118
繰越剰余金	230,606

第54期(自令和2年10月1日 至令和3年9月30日)対予算比収支決算書

一般社団法人 獨協大学同窓会

(単位：千円，%)

	項番	科目	予 算 A	決 算 B	予 算 比	
					差 引 B-A	比 率 B / A
収 入 の 部	1	会費収入	30,330	47,730	17,400	157.37
	2	初年度受入金	24,140	24,140	0	100.00
	3	受取利息	50	18	-32	36.00
	4	雑収入	90	214	124	237.78
	5	有価証券利息	0	111	111	-
	6	50周年事業寄付金戻入	5,900	3,451	-2,449	58.49
	7	会員変動準備金戻入	10,370	0	-10,370	0.00
	合 計		70,880	75,665	4,785	
支 出 の 部	1	業務委託費	14,520	17,820	3,300	122.73
	2	業務委託費2	3,300	0	-3,300	0.00
	3	会報編集費	11,420	10,613	-807	92.93
	4	IT関係費	3,310	1,043	-2,267	31.51
	5	支部関係活動費	4,300	51	-4,249	1.19
	6	支部代表者関係費	1,450	0	-1,450	0.00
	7	事務局関係費	4,100	3,982	-118	97.12
	8	名簿管理費	1,200	1,169	-31	97.42
	9	大学学園関係費用	400	124	-276	31.00
	10	学術支援金	20	20	0	100.00
	11	アルバム経費	13,250	7,342	-5,908	55.41
	12	企画費	5,310	3,572	-1,738	67.27
	13	役員関係費用	5,600	3,349	-2,251	59.80
	14	樞柳会運営委員会	800	344	-456	43.00
	15	総務委員会	400	0	-400	0.00
	16	組織委員会	300	0	-300	0.00
	17	特別奨学金(50周年記念事業)	1,200	0	-1,200	0.00
	18	新型コロナ対策奨学金	0	6,000	6,000	-
	19	会員変動準備金繰入	0	5,000	5,000	-
	20	アルバム機材購入積立金繰入	0	2,000	2,000	-
	21	大学施設拡充積立金繰入	0	5,000	5,000	-
	22	奨学金準備金繰入	0	2,000	2,000	-
	23	同窓会活動活性化積立金繰入	0	6,000	6,000	-
	合 計		70,880	75,435	4,555	
	収支差額		0	230	230	

1. 奨学金特別会計貸借対照表

令和3年9月30日

(単位：円)

資産の部		負債の部	
現金・預金(注1)	15,323,489	未払金	1,080,000
		資本の部	
		次期繰越金	14,243,489
資産合計	15,323,489	負債・資本合計	15,323,489

(注1)

埼玉りそな銀行 松原支店(普通預金)	10,318,641円
郵便振替	4,848円
埼玉りそな銀行 松原支店(定期預金)	5,000,000円

奨学金特別会計収支明細書

令和2年10月1日～令和3年9月30日

(単位：円)

【収入の部】

寄付金収入	3,225,899
一般会計からの受入金	0
受取利息	501
収入の部合計	3,226,400

【支出の部】

奨学金給付額	2,340,000
印刷費	169,180
事務経費	101,304
支出の部合計	2,610,484
差引	615,916
基本金	13,627,573
次期繰越金	14,243,489

2. 縦柳会特別会計貸借対照表

令和3年9月30日

(単位：円)

資産の部		負債の部	
現金・預金(注1)	4,582,161		0
		資本の部	
		次期繰越金	4,582,161
資産合計	4,582,161	負債・資本合計	4,582,161

(注1)

埼玉りそな銀行 松原支店(普通預金)	582,161円
埼玉りそな銀行 松原支店(定期預金)	4,000,000円

縦柳会特別会計収支明細書

令和2年10月1日～令和3年9月30日

(単位：円)

【収入の部】

受取利息	344
収入の部合計	344

【支出の部】

所澤賞	0
奨励賞	0
盾	0
事務経費	880
支出の部合計	880
差引	△ 536
元入金	4,582,697
次期繰越金	4,582,161

監 査 報 告 書

一般社団法人獨協大学同窓会
会 長 大西 純一 様


私ども監事は、令和3年11月5日、一般社団法人獨協大学同窓会
第54期事業年度（令和2年10月1日から令和3年9月30日まで）
決算について、決算書（奨学金特別会計、縦柳会特別会計を含む）及び帳簿、
通帳、証拠書類など関係する書類等を監査した結果、帳簿の記入、通帳や
証書、証拠書類の整理・保管、現金の出納は確実に処理されており、その
計数が正確で、収支ともに適正に執行されていたことを認めましたので
報告します。

令和3年11月5日

一般社団法人獨協大学同窓会

監 事 岡 卓 

監 事 中島勝正 

監 事 友子侘明 

監 事 岩崎克益 

(3) 役員選出規程について

今回の選出規定制定について

ここ数年、同窓会役員はスムーズに行かないことが何度かあった。任意団体から一般社団法人に移行したことによる組織や仕組みの変化、同窓会の体質の変化、そして定款や規定のあいまいさが原因だった。そのあたりを意識して少し窮屈ではあるが、公平でフェアな選出ができるように規定した。

いちばんは「組織的に選ぶのではなく、人物本位で選出する」で、そのために立候補にあたってのハードルを少し高くした。投票する人が判断する材料を可能な限り示すため、公平で、フェアで、みんなが納得する選出ができるようにするには必要だと考えた。ハードルを低くすると、「もっと厳しくした方がいい」という声が出てくる。時代によってそこは規約を変えて、柔軟に対応すればいいのではないかと考えている。

今回は代議員選挙細則、代議員選出管理委員規定、役員選任に関する規定を廃止、統合して新たに「同窓会役員選出規定」を施行する。まずはやってみてと考えている。

<経緯>

- 210202 選出規約検討プロジェクト（黒木、瀬戸理事、金井専務理事、大西）で基本的な考え方を論議
- 210531 外部識者から意見拝聴
- 210702 プロジェクトで原案について議論
- 210817 プロジェクトで原案とりまとめ
- 210908 臨時理事会で審議
- 210914 理事会で審議
- 211013 プロジェクトで協議
- 211102 同窓会懇談会で意見拝聴
- 211105 理事会で原案審議
- 211120 総会で審議（予定）

<主な変更点>

- ・選出委員会の設置 選出に当たって選出全体を管理するために委員会を設置する。書類のチェックや選出活動全般をサポートする。「NO」という権限を持つ。
- ・代議員 従来の推薦人 5 人に加えて略歴書と所信を書面で提出することを求める。従来の同一団体から 10%未満の制約は廃止し、人物本位での選出をするための判断材料とする。公益性のある団体は役員選出の際にたいいてい経歴書を求めている。またこれにより郵便投票ができる。
- ・利益相反の事前申告 これも人物本位で投票してもらうため。
- ・理事 新たに推薦人と所信を書面で提出する。人物本位での選出をするためと、郵便投票を行うため。「代議員を 1 期 2 年以上」の経験を求める。理事の立候補者は自己だけでなく別の理事候補者を推薦することもできない。
- ・会長 新たに推薦人と所信を書面で提出する。人物本位での選出をするためと、郵便投票を行うため。「代議員を 2 期 4 年以上、理事を 1 期 2 年以上」の経験を求める。理事の立候補者は自己だけでなく別の理事候補者を推薦することもできない。
- ・理事と会長は同時に選出する。理事と会長は同時に立候補できる。会長が理事に立候補しなかった場合、会長に当選した場合は理事の 1 位と扱う。定員は 15 人で変わらず、選挙で選ばれる理事が 1 人少な

くなる。会長に当選しなかった場合は代議員になる。

・監事 75 歳未満の定年と、原則として理事を 1 期 2 年以上の経験を求める。利益相反関係がある場合は、立候補時に開示。立候補届のほか、略歴書、所信、会員 3 名の推薦書を求める。

・総会は 2 回に分ける。立候補者が定員を超えた場合は現代議員が郵便投票で新代議員を選び、10 月に現代議員が出席して臨時理事会を開催し、新代議員を承認、新代議員の中から理事、会長候補を募る。総会で新代議員が理事と会長候補選挙の投票を行う。ここは郵便投票でもいい。決選投票等は総会当日にできる。

・会長は一般社団法人に関する法律で「理事会で選出する」と定められている。そのため、総会では「候補者」を選出し、総会に続いて理事会を開いて会長を選出する手順を踏む。

<前回理事会での議論後にわかった問題点>

・第 4 条 11 代議員が 5 人未満しか立候補しなかった場合は再度立候補を募る。代議員が 5 人以上選出されるまでは現代議員の中から不足分の代議員を選び、暫定的に代議員を務める。

⇒10 人未満しか立候補しなかった場合は再度立候補を募る。代議員が 10 人以上選出されるまでは現代議員の中から不足分の代議員を選び、暫定的に代議員を務める。(理事は 5 人以上必要。理事には推薦人が必要で立候補者は推薦人になれないため、代議員は 10 人以上必要になる)

・同 8 当選者は得票の多い者から順番に決定し、定数に達するまでの者とする。最下位の当選者が複数の場合は選出管理委員会で抽選を行って決定する。ただし、得票数が有効投票数の 30%未満の者は当選とはしない。

⇒得票数が有効投票数の 10%未満の者は当選とはしない。(代議員が 51 人の場合、30%では 16 票以上となり、当選者が少なくなる。10%でも 6 人。ただ、自分で入れた 1 票で当選では信任とは言えない)

・同 9 立候補者が定員に満たなかった場合は投票と同じ方法で信任投票を行い、有効投票数の 30%を得た者を当選とする。

⇒立候補者が定員に満たなかった場合は投票と同じ方法で信任投票を行い、有効投票数の 10%以上を得た者を当選とする。

・監事も同様 30%⇒10%

以上、プロジェクトで案修正

<プロジェクトでの意見>

○【75 歳とする理由】

同窓会組織は永続的に成長していかなければなりません。

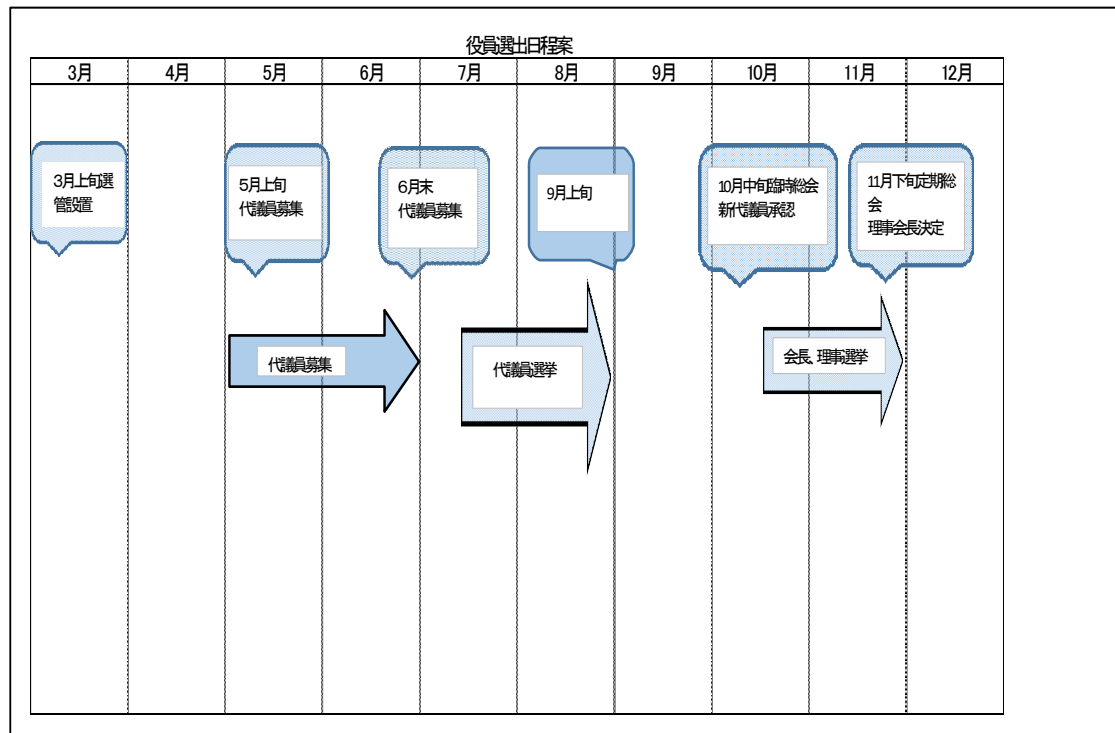
また、同窓会組織内に活力の流れに滞りが生じる事があってはなりません。

故に組織役員は活性化の為、後進に道を譲り、後進の成長を見守る役割がある。

また世代交代の意味でも定年制は必要だと考えます。

○【監事の 75 歳】

監事については専門性も問われる事から、原則 75 歳とし、理事会推薦枠を設ける。



選出規定の新旧表

	新	旧
A	(代議員) 第4条 代議員は現代議員の任期終了の1カ月前までに選出し、任期終了前に開催される臨時総会で承認する。	11月の定期総会で選出
B	同5 代議員に立候補を希望する者は、個人又は代表する会社、組織又は所属する会社、組織等が、同窓会や獨協大学、関連組織と商取引等があることなど同窓会や獨協大学、関連組織と利益相反関係がある場合は、立候補時に開示する。	利益相反を追加、 理事のところに入れる案も
C	同6 又立候補を希望する者は、自己又は別の代議員候補者を推薦することはできない。	従来は別の代議員候補者を推薦することができた。
D	同7 代議員に立候補を希望する者は、選出管理委員会に立候補届、略歴、所信、推薦書を添えて定められた期日までに提出する。	従来は立候補届、推薦書だけ。
E	9 代議員に立候補を希望する者が定員を超えた場合は、現代議員が投票して決定する。投票は郵送で行い、定められた期日までに選出管理委員会(事務局)に送付する。投票は無記名で、投票	郵便投票を可能に

	用紙1枚につき、5名連記とする。	
F	11 代議員が10名未満しか立候補しなかった場合は再度立候補を募る。代議員が10名以上選出されるまでは現代議員の中から不足分の代議員を選び、暫定的に代議員を務める。	最低人数を追加
G	(理事) 第5条 4 理事に立候補を希望する者は、代議員を1期2年以上経験している者とする。	経験値を追加
H	5 理事に立候補を希望する者は、選出管理委員会に立候補届、所信、新代議員1名の推薦書を添えて定められた期日までに提出する。	所信と推薦人を追加
I	6 又理事に立候補を希望する者は自己又は別の理事候補者を推薦することはできない。	候補者は推薦人になれない
J	8 最下位の当選者が複数の場合は選出管理委員会で抽選を行って決定する。ただし、得票数が有効投票数の10%未満の者は当選とはしない。又理事に立候補していない会長候補者が会長候補に当選した場合は、理事に1位で当選したものとす。	最下位が複数の場合を新設 投票の案も提示 得票率を規定 理事に立候補していない会長候補者の扱いを追加
K	9 立候補者が定員に満たなかった場合は投票と同じ方法で信任投票を行い、有効投票数の10%を得た者を当選とする。当選者が5名以上いなかった場合は再度立候補を募る。	定員未満の場合の信任投票を追加
L	10 当選者が定員に満たなかった場合は再度立候補を募る。理事が定員まで選出されるまでは現理事の中から不足分の理事を選び、暫定的に理事を務める。	最低人数に達しなかった場合の規定を新設
M	第6条 2 会長候補者に立候補を希望する者は、代議員を 2期4年以上 、理事を1期2年以上経験している者とする。	経験値を追加
N	10 当選者がいなかった場合は再度立候補を募る。会長候補者が選出されるまでは現会長が暫定的に会長を務める。会長が欠けているときは現業務執行理事の中から暫定的に会長代行を選出する。	新設
O	(監事) 第7条 4 監事に立候補を希望する者は、改選が行われる年の6月1日に原則として75歳未満の者とする。又原則として理事を1期2年以上経験している者とする。	定年と経験値を追加
P	5 監事に立候補を希望する者は、個人又は代表する会社、組織又は所属する会社、組織等が、同	利益相反の開示を追加

	窓会や獨協大学、関連組織と商取引等があることなど同窓会や獨協大学、関連組織と利益相反関係がある場合は、立候補時に開示する。	
Q	10 監事候補者は2名までは理事会で推薦することができる。選出管理委員会に理事会の推薦書、立候補届、略歴、所信を添えて定められた期日までに提出する。定員を超えた場合は理事会推薦の候補者が2位までになる。	監事に理事会推薦枠を導入
	第8条 会長（代表理事）候補者、理事、監事、代議員（社員）の選出の投票における有効投票数は、出席代議員と郵便投票数から無効票と白票を除いたものとする。	有効投票数の定義を明記
R	(補欠選挙) 第10条	補欠の規定を追加

理事会での意見

	新	意見
①	(選出管理委員会) 第2条 3 委員は3名以上5名以内とし、互選により正、副委員長を各1名選任する。	5名以内を追加
②	選出委員会は、獨協大学同窓会の役員選出に際して、立候補者から提出された書類等が正しく記入されているか、規定に沿って手続きがされているかなどをチェックし、公平な選出が行われるように選出活動をサポートする。(追加)	選出委員会の役割を追加した方がいい。
③	(公示) 第3条 選出管理委員会は立候補の受付、選出結果について会報又はホームページで公示する。	ホームページという言葉は使わないという意見あり。→公式サイトに?一般的にはホームページが多い
④	(代議員) 4 代議員に立候補を希望する者は改選が行われる年の6月1日に、一般社団法人獨協大学同窓会の正会員で、国内在住の者、又同日75歳未満の者とする。	代議員に立候補資格から「国内在住の者、又」を削除の意見あり。ただ、総会に出席する交通費の問題と連動するので難しい。 実際に活動できないので国内限定のみ

		までいいとの意見あり。削除賛成は4人
⑤	5 代議員に立候補を希望する者は、同窓会や大学、関連組織と利益相反関係がある場合は、立候補時に開示する。	不要の意見あり。 法律で理事には規定されている。公明正大にするには必要 理事のところに入れる考えも。 削除賛成が6人
⑥	6 代議員に立候補を希望する者は、国内在住の正会員5名以上の推薦をもって立候補することができる。	不正を防ぐために、書類を直筆で書き、押印できるなら、推薦人は「国内在住の」を削除してもいいのではとの意見あり →外す方向で
⑦	7 代議員に立候補を希望する者は、選出管理委員会に立候補届、略歴書、所信、推薦書を添えて定められた期日までに提出する。	「略歴書を削除」の意見あり 人物本意で選出するため。「同一組織から10%以内」の規定を外す代案。郵便投票を行うためにも必要。 簡略化すべきが6人
⑧	10 最下位が複数の場合は選出管理委員会で抽選を行って決定する。	抽選に反対の意見あり。再投票は時間的に厳しいが不可能ではない。抽選賛成5人、再投票4人
⑨	11 代議員が5名未満しか立候補しなかった場合は再度立候補を募る。代議員が5名以上選出されるまでは現代議員の中から不足分の代議員を選び、暫定的に代議員を務める。	最低人数の規定は不要の意見あり ただ、規定なので不測の事態に備えて規定する必要があると考える 5名⇒10名
⑩	(理事) 第5条 4 理事に立候補を希望する者は、代議員を1期2年以上経験している者とする。	経験値は不要との意見あり。 あまり活動していない理事の立候補を制限する項目を追加する意見あり。 他薦も認めるべきとの意見あり
⑪	6 1名の代議員が推薦できる理事候補は1名とする。又理事に立候補を希望する者は自己又は別の理事候補者を推薦することはできない。	反対意見有り
⑫	8 得票数が有効投票数の30%未満の者は当選とはしない。	10%にしないと当選者が少なくなる。 規定がないと自分の1票で当選する
⑬	(会長) 第6条 2 会長候補者に立候補を希望する者は、代議員を2期4年以上、理事を1期2年以上経験している者とする。	経験値は不要との意見あり

⑭	3 任期は定款第 25 条に従い、就任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げないものとする。但し会長は 3 期以上その任務に当たることができない。	現行通り 4 期以上その任務に当たることができないでいいとの意見あり
⑮	(監事) 第 7 条 4 監事に立候補を希望する者は、改選が行われる年の 6 月 1 日に 75 歳未満の者とする。又原則として理事を 1 期 2 年以上経験している者とする。	監事の特徴から年齢制限は不要の意見あり 経験値も不要との意見あり 役員は全員同一条件にすべきとの意見あり
⑯	10 得票数が有効投票数の 30% を得れば当選とする。	理事と同様に 10%

211102 同窓会懇談会での意見

- あいまいな点が整理されて、公平でフェアだと思う。
以前より縛りが多く、堅苦しい。支部やサークルなどの人が有利になる。
敷居が高くなり、組織が硬直化しないか。
理事はこれぐらいのハードルでいい。
- 団体に有利になる。
利益相反を入れることは評価したい。ただ、具体例がほしい。
- 略歴書や所信の書式があった方がいい。
他人を推薦できないのはなぜか。
⇒お互いを推薦するとなれあいになり、公平性に欠ける。公益性のある多くの団体で採用されている。
- 立候補者が他の候補者を推薦できないのは定款と矛盾するのでは。
⇒上記
- 略歴書や所信は公開したほうがいい。
⇒検討
- 厳格すぎて人を切る方向に見える。やってみたい人が尻込みしないか。
小数点以下はどうするのか。
- 立候補の際、メールの扱いが明記されていない。メールも認めるべきでは。
- 推薦人が 5 人の根拠は?人物本位ならもう少し少なくてもいいのでは。
- 職域の会も取り込むべきでは。
- 理事、監事の経験値は不要では。
監事は会計の専門家も必要、外部登用もできたほうがいい。

一般社団法人獨協大学同窓会 役員選出規程(案)

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人獨協大学同窓会の会長(代表理事)候補者、理事、監事、代議員(社員)の選出について、定款第3章及び第5章に従い、役員を選出を公正且つ円滑に行うことを目的とする。

第2章 選出管理委員会

(選出管理委員会)

第2条 会長(代表理事)候補者、理事、監事、代議員(社員)の選出について、選出管理委員会を設置する。

2 選出管理委員は会長が理事会の承認を得た上で、正会員の中から任命し、委員会を組織する。選出管理委員会は、獨協大学同窓会の役員選出に際して、立候補者から提出された書類等が正しく記入されているか、規定に沿って手続きがされているかなどをチェックし、公平な選出が行われるように選出活動をサポートする。

選出管理委員は代議員、監事には立候補することはできない。又代議員、監事の推薦人になることもできない。

3 委員は3名以上5名以内とし、互選により正、副委員長を各1名選任する。

4 委員長は委員会を代表し主宰する。

5 副委員長は委員長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。

6 選出管理委員の任期は改選年の2月から役員選出終了までとする。委員、委員長、副委員長が交代した場合は前任者の残任期間とする。

第3章 公示

(公示)

第3条 選出管理委員会は立候補の受付、選出結果について会報又はホームページで公示する。

第4章 選出

(代議員)

第4条 代議員は現代議員の任期終了の1カ月前までに選出し、任期終了前に開催される定時又は臨時総会で承認する。

2 代議員の定員は定款第13条で定める最大で51名とする。

3 任期は定款第25条に従い、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

4 代議員に立候補を希望する者は改選が行われる年の6月1日に、一般社団法人獨協大学同窓会の正会員で、国内在住の者、又同日75歳未満の者とする。

5 代議員に立候補を希望する者は、個人又は代表する会社、組織又は所属する会社、組織等が、同窓会や獨協大学、関連組織と商取引等があることなど同窓会や獨協大学、

関連組織と利益相反関係がある場合は、立候補時に開示する。(一部追加)⇒理事へ

- 6 代議員に立候補を希望する者は、**国内在住の**正会員5名以上の推薦をもって立候補することができる。1名の正会員が推薦できる代議員立候補者は1名とする。又立候補を希望する者は、自己又は別の代議員候補者を推薦することはできない。
- 7 代議員に立候補を希望する者は、選出管理委員会に立候補届、**略歴**、所信、推薦書を添えて定められた期日までに提出する。**監事候補者と重複して立候補することはできない。**提出する書類はすべて原本とし、郵送又は選出管理委員会(事務局)に**直接**提出する。選出管理委員会は書類を点検し、確認したうえで候補者と認定する。
- 8 代議員に立候補を希望する者が定員を超えなかった場合は、選出管理委員会が立候補書類を点検し、確認したうえで当選者として認められた者を総会に報告する。
- 9 代議員に立候補を希望する者が定員を超えた場合は、現代議員が投票して決定する。**投票は郵送で行い、定められた期日までに選出管理委員会(事務局)に所定の封書に差出人を明記し、送付する。投票は無記名で、投票用紙1枚につき、5名連記とする。投票用紙が入った封書は選出管理委員が開封する。**
- 10 当選者は得票の多い者から順番に決定し、定数に達するまでの者とする。最下位が複数の場合は選出管理委員会で抽選を行って決定する。**(臨時総会で、現理事が当該候補者を対象に再投票を行い、得票数の多い順に、定員までの者を当選とする。再度同数の場合は抽選を行って決定する。)**選出管理委員会は当選者が規約に沿って正しく選出されたことを確認した上で当選者を総会に報告する。
- 11 代議員が**10人**未満しか立候補しなかった場合は再度立候補を募る。代議員が**10人以上**選出されるまでは現代議員の中から不足分の代議員を選び、暫定的に代議員を務める。

(理事)

第5条 理事は新代議員に内定した者の中から選出する。

- 2 理事の定員は定款第21条の定める5名以上15名以内とする。
- 3 任期は定款第25条に従い、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 4 理事に立候補を希望する者は、代議員を1期2年以上経験している者とする。
- 5 理事に立候補を希望する者は、選出管理委員会に立候補届、所信、新代議員1名の推薦書を添えて定められた期日までに提出する。提出する書類はすべて原本とし、郵送又は選出管理委員会(事務局)に**直接**提出する。選出管理委員会は書類を点検し、確認したうえで候補者として認定する。
- 6 **理事に立候補を希望する者は、個人又は代表する会社、組織又は所属する会社、組織等が、同窓会や獨協大学、関連組織と商取引等があることなど同窓会や獨協大学、関連組織と利益相反関係がある場合は、立候補時に開示する。(追加)**
- 7 1名の代議員が推薦できる理事候補は1名とする。又理事に立候補を希望する者は自己又は別の理事候補者を推薦することはできない。
- 8 理事に立候補した者が定員を超えた場合は、定時総会で新代議員が投票して理事を決定する。**投票は無記名で、投票用紙1枚につき、3名連記とする。郵送で投票する場合は、定められた期日までに選出管理委員会(事務局)に所定の封書に差出人を明記し、送付する。投票用紙が入った封書は選出管理委員が開封する。**
- 9 当選者は得票の多い者から順番に決定し、定数に達するまでの者とする。ただし、得票数が有効投票数の**10%未満**(小数点以下切り捨て、以下同)の者は当選とはしない。当

選者の最下位が複数で定員を超える場合は選出管理委員会で抽選を行って決定する。
 (新代議員が当該候補者の再投票を行い、得票数の多い順に定員までの者を当選とする。再度同数の場合は抽選を行って決定する。修正)

10 立候補者が定員に満たなかった場合は、投票と同じ方法で信任投票を行い、有効投票数の10%以上を得たものを当選とする。又理事に立候補していない会長候補者が会長候補に当選した場合は、理事に1位で当選したものとする。

11 選出管理委員会は当選者が規約に沿って正しく選出されたことを確認した上で当選者を総会に報告する。

12 当選者が理事定員の最少数に満たなかった場合は再度立候補を募る。理事が定員まで選出されるまでは、現理事の中から不足分の理事を選び、暫定的に理事を務める。

(会長)

第6条 会長候補者は新代議員の中から選出する。

2 会長候補者に立候補を希望する者は、代議員を2期4年以上、理事を1期2年以上経験している者とする。

3 任期は定款第25条に従い、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げないものとする。但し会長は3期以上その任務に当たることはできない。

4 会長候補者に立候補を希望する者は、選出管理委員会に立候補届、所信、新代議員1名の推薦書を添えて定められた期日までに提出する。提出する書類はすべて原本とし、郵送又は選出委員会に直接提出する。選出委員会は書類を点検し、確認したうえで候補者として認定する。

5 会長候補者に立候補を希望する者は、理事と重複して立候補することができる。

6 1名の代議員が推薦できる会長候補者候補は1名とする。又会長候補者に立候補を希望する者は自己又は別の会長候補者候補を推薦することはできない。

7 会長候補者に立候補した者が2名以上いた場合は、総会で新代議員が投票して会長を決定する。投票は無記名で、投票用紙1枚につき、1名单記とする。郵送で投票する場合は、定められた期日までに選出管理委員会(事務局)に所定の封書に差出人を明記し、送付する。投票用紙が入った封書は選出管理委員が開封する。

8 当選者は得票が一番多い者とし、有効投票数の過半数を超える者がいなかった場合は上位2名により、新代議員による決選投票を行い、過半数を超えた者を当選者とする。

9 立候補者が1名の場合は信任投票を行い、有効投票数の過半数を得れば当選とする。選出管理委員会は当選者が規約に沿って正しく選出されたことを確認した上で当選者を総会に報告する。

10 当選者がいなかった場合は再度立候補を募る。会長候補者が選出されるまでは前会長が暫定的に会長を継続する。会長が欠けているときは現業務執行理事の中から暫定的に会長代行を選出する。

(監事)

第7条 監事は代議員、同窓会職員以外の正会員の中から選出する。

2 監事の定員は定款第21条の定めに従い、2名以上5名以内とする。

3 任期は定款第35条に従い、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

4 監事に立候補を希望する者は、原則として改選が行われる年の6月1日に75歳未

満の者とする。又原則として理事を1期2年以上経験している者とする。

5 監事に立候補を希望する者は、個人又は代表する会社、組織又は所属する会社、組織等が、同窓会や獨協大学、関連組織と商取引等があることなど同窓会や獨協大学、関連組織と利益相反関係がある場合は、立候補時に開示する。(追加)

6 監事に立候補を希望する者は、選出管理委員会に立候補届、略歴、所信、会員2名の推薦書を添えて定められた期日までに提出する。代議員候補者と重複して立候補することはできない。提出する書類はすべて原本とし、郵送又は直接選出管理委員会(事務局)に提出する。選出管理委員会は書類を点検し、確認したうえで候補者として認定する。

7 1名の会員が推薦できる監事候補者は1名とする。又監事候補者に立候補を希望する者は自己又は別の監事候補者を推薦することはできない。

8 監事に立候補した者が定員を超えた場合は、投票は臨時総会で現代議員が投票する。投票は無記名で、投票用紙1枚につき、2名連記とする。郵送で行う場合は、定められた期日までに選出管理委員会(事務局)に所定の封書に差出人を明記し、送付する。投票用紙が入った封書は選出管理委員が開封する。

9 当選者は得票の多い者から順番に決定し、定数に達するまでの者とする。同数の場合は決選投票を行って決定する。又得票数が有効投票数の10%に満たない場合は当選としない。

10 監事候補者は2名までは理事会で推薦することができる。選出管理委員会に理事会の推薦書、立候補届、略歴、所信を添えて定められた期日までに提出する。定員を超えた場合は理事会推薦の候補者が2位までになる。

11 立候補者が監事定員に満たなかった場合は信任投票を行い、得票数が有効投票数の10%を得れば当選とする。当選者がいなかった場合は再度立候補を募る。監事が定員に満たなかった場合は現監事が暫定的に監事を務める。選出管理委員会は当選者が規約に沿って正しく選出されたことを確認した上で当選者を総会に報告する。

(有効投票数)

第8条 会長(代表理事)候補者、理事、監事、代議員(社員)の選出の投票における有効投票数は、出席代議員と郵便投票数から無効票と白票を除いたものとする。(追加)

(役員選出時期)

第9条 会長(代表理事)候補者、理事、監事、代議員(社員)は総会で選出される。又会長は理事会で選出される。又業務執行理事(副会長、専務理事、常務理事)は会長が理事の中から推薦し、理事会で選出される。業務執行理事は原則理事を1期2年以上務めた者とする。

第10条 選出委員会は会長(代表理事)候補者、理事、監事、代議員(社員)の立候補希望者が、立候補に際して不正を行ったと判断した場合は、該当者の選出を無効とし、直ちに理事会に報告する。不正を働いたものに対しては理事会が最長10年間の資格停止を課することができる。

(補欠選挙)

第11条 候補者が定数に満たない場合、又は欠員が生じた場合は補欠選挙を行うことができる。

2 補欠の選出方法は本規定による。

- 3 補欠の当選者の任期は前任者の残り任期とする。また、追加で選任された者も任期は既に選ばれている理事と同様の定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げないものとする

(届出用紙の保管、管理)

第 12 条 本規程で定める諸様式の保管、管理は、同窓会事務局が行う。

(疑義)

第 13 条 選出に関連する疑義については、選出管理委員会が決定を行う。

(改廃)

第 14 条 本規程の改廃は総会で行うことができる。

附則 本規程は令和〇年〇月〇日より実施する

(4) 役員規程の改訂について

新	旧
第 8 条 本規定の改廃については、総会において決定する。	第 8 条 本規定の改廃については、理事会において決定する。

追加

附則

5 この規定は令和 3 年 11 月 20 日から施行する。

【変更理由】

「第 6 条 当会の役員には以下の通り通信費等の経費補助のため、下記金額を支給する。但し、同窓会又は関連子会社より給与若しくは報酬を受けている場合は対象外とする。

- | | | |
|-----------------------|----|----------|
| (1) 会長 | 月額 | 25,000 円 |
| (2) 業務執行理事 (副会長、専務理事) | 月額 | 15,000 円 |
| (3) 理事及び監事 | 月額 | 5,000 円 |
- の項目がある。

経費補助ではあるが、金銭を支給していることから、報酬とも捉えられ、定款の

「第 15 条 社員総会は、当会の最高議決機関として、次の事項について決議する。

(4) 役員報酬等の額及び規定」

に抵触する可能性がある」と、弁護士からも指摘されている。規約の改廃を総会とし、改めてご承認を願いたい。

5. 報告事項

(1) 獨協大学同窓会令和4年9月期事業計画について (自令和3年10月1日至令和4年9月30日)

新型コロナウイルス感染症の感染者は減少傾向にあるが、予断は許さず、しばらくは昨期と同様の状況が続くと予想される。支部総会などは状況を見ながら再開していきたい。新しい形は今後も継続し、同窓会の未来形を探っていきたいと思う。

【定期的活動について】

令和3年10月	5日	理事会
	15日	同窓会報133号を発行
	31日	第56回 天野杯全日本大学生英語弁論大会に協賛 第53回 天野杯争奪学生競技ダンス対抗戦に協賛
11月	2日	同窓会懇談会
	5日	理事会
	13日	ホームカミングデー
	20日	獨協大学同窓会第11回社員総会
12月	7日	理事会
令和4年	1月	11日 理事会
	2月	8日 理事会 未定 同窓会懇談会
	3月	8日 理事会
	4月	12日 理事会
	5月	11日 理事会
	6月	未定 同窓会懇談会 8日 理事会
	7月	13日 理事会
	8月	10日 理事会
	9月	14日 理事会

※理事会の開催日程は、原則毎月第2火曜日を予定。

新型コロナウイルス対策としてオンラインの会議を継続していきます。

(2) 獨協大学同窓会令和4年9月期 一般会計予算について

第55期 収支予算

収入の部

(単位：千円)

		54期(R3.9期)		55期 (R4.9期)	増減
		予算	実績 a	予算 b	b - a
1	会費収入	30,330	47,730	40,290	-7,440
2	初年度受入金	24,140	24,140	21,100	-3,040
3	受取利息	50	18	20	2
4	雑収入	90	214	100	-114
5	有価証券利息	0	111	0	-111
6	50周年事業寄付金戻入	5,900	3,451	0	-3,451
7	会員変動準備金戻入	10,370	0	0	0
合 計		70,880	75,665	61,510	-14,154

支出の部

		54期(R3.9期)		55期 (R4.9期)	増減
		予算	実績 a	予算 b	b - a
1	業務委託費	17,820	17,820	17,820	0
2	会報編集費	11,420	10,613	11,759	1,146
3	I T関係費	3,310	1,043	2,960	1,917
4	支部関係活動費	4,300	51	6,350	6,299
5	支部代表者関係費	1,450	0	1,450	1,450
6	事務局関係費	4,100	3,982	4,100	118
7	名簿管理費	1,200	1,169	1,200	31
8	大学学園関係費	400	124	400	276
9	学術支援金	20	20	20	0
10	アルバム経費	13,250	7,342	7,000	-342
11	企画費	5,310	3,572	1,255	-2,317
12	役員関係費	5,600	3,349	3,773	424
13	予備費	0	0	700	700
14	樅柳会運営委員会	800	344	800	456
15	総務委員会	400	0	400	400
16	組織委員会	300	0	350	350
17	特別奨学金(50周年記念事業)	1,200	0	0	0
18	新型コロナ対策奨学金	0	6,000	0	-6,000
19	会員変動準備金繰入	0	5,000	0	-5,000
20	アルバム機材購入積立金繰入	0	2,000	0	-2,000
21	大学施設拡充積立金繰入	0	5,000	0	-5,000
22	奨学金準備金繰入	0	2,000	0	-2,000
23	同窓会活動活性化積立金繰入	0	6,000	0	-6,000
合 計		70,880	75,435	60,337	-15,098
収支差額		0	230	1,173	943

(注) 各科目の千円未満の端数を切り捨て

(3) 獨協大学同窓会令和4年9月期 奨学金特別別会計予算について

奨学金特別会計予算
(令和3.10.1～令和4.9.30)

(単位:円)

勘定科目		3.9期予算額	3.9期実績	4.9期予算額	3.9期実績比
収入の部	寄付金収入	3,000,000	3,225,899	3,000,000	-225,899
	一般会計からの受入金	0	0	0	0
	受取利息	500	501	500	-1
	計	3,000,500	3,226,400	3,000,500	-225,900
支出の部	奨学金給付額(注1)	1,950,000	2,340,000	2,160,000	-180,000
	印刷費	170,000	169,180	170,000	820
	事務経費	103,000	101,304	103,000	1,696
	計	2,223,000	2,610,484	2,433,000	-177,484
収支差額		777,500	615,916	567,500	-48,416

R4.9期予算

奨学金給付額：一般奨学生 月額30千円×12ヶ月×6名

(4) 獨協大学同窓会令和4年9月期 縦柳会特別会計予算について

縦柳会特別会計予算
(令和3.10.1～令和4.9.30)

(単位:円)

勘定科目		3.9期予算額	3.9期実績	4.9期予算額	3.9期実績比
収入の部	寄付金収入	0	0	0	0
	受取利息	300	344	300	-44
	計	300	344	300	-44
支出の部	支払手数料	1,000	880	1,000	120
	学生活動助成金	130,000	0	130,000	130,000
	計	131,000	880	131,000	130,120
収支差額		-130,700	-536	-130,700	-130,164

(5) 令和3年9月期 株式会社デュオ決算案について

損益計算書

自 令和2年10月1日
至 令和3年9月30日

株式会社 デュオ

(単位：円)

科 目	金	額
(営業損益の部)		
【売上高】		
商品売上高	218,352	
出版物売上高	318,385	
保険手数料収入	6,550,758	
コピー売上	20,164	
書籍取次収入	3,288,228	
取次手数料収入	3,131,253	
不動産取次収入	1,348,100	
コンビニ収入	3,967,955	
業務委託収入	16,200,000	35,043,195
【売上原価】		
期首棚卸高	962,481	
商品仕入高	66,096	
外注印刷費	305,227	
コピー諸経費	60,000	
合計	1,393,804	
期末棚卸高	△ 869,585	524,219
売上総利益		34,518,976
【販売費及び一般管理費】		36,945,528
営業利益		△ 2,426,552
(営業外損益の部)		
【営業外収益】		
受取利息	201,200	
雑収入	6,623,732	
		6,824,932
【営業外費用】		
有価証券利息		179,609
経常利益		4,218,771
【特別利益】		
賞与引当金戻入益		840,000
税引前当期純利益		5,058,771
法人税・住民税及び事業税		180,000
当期純利益		4,878,771

(6) 業務分掌規定について

新	旧
第2条 (7) ICT	第2条 (7) IT
第9条 ICTは、	第9条 ITは、

追加附則

- 7 本規定は令和3年11月6日から施行する。
委員会名変更に伴い変更。

(7) 奨学金規程について

現行	新
<p>(支給員数・対象学年)</p> <p>第4条 奨学金の支給対象者（以下「奨学生」という。）の員数は、外国語学部と国際教養学部の2学部より2名、経済学部及び法学部より各2名ずつ、合計6名とする。</p> <p>2 奨学生の募集対象学年は3年次とし、毎年度、外国語学部と国際教養学部の2学部より1名、経済学部及び法学部より各1名ずつを募集する。</p> <p>(支給額・時期)</p> <p>第5条 奨学金の支給の額は1名当たり月額2万5千円、年額30万円とし、当該年度の6月及び11月に年度支給額の2分の1を奨学生が届け出た口座に振込みにより支給する。</p>	<p>(支給員数・対象学年)</p> <p>第4条 奨学金の支給対象者（以下「奨学生」という。）の員数は、合計6名とする。</p> <p>2 奨学生の募集対象学年は3年次とし、学部は問わない。</p> <p>(支給額・時期)</p> <p>第5条 奨学金の支給の額は1名当たり月額3万円、年額36万円とし、当該年度の6月及び11月に年度支給額の2分の1を奨学生が届け出た口座に振込みにより支給する。</p>

(8) 規約廃止の件

- 代議員選挙細則
 代議員選出管理委員会規定
 役員選任に関する規定

いずれも同窓会総会で同窓会役員選出規定が決議された場合、施行日付で廃止。

【変更理由】

いずれも同窓会役員選出規定に統合されるため。

6. 閉会